# 戸籍・戸籍の附票・（身分・独身）証明書　郵送交付申請書

（あて先）本籍地戸籍担当課　　下記のものを送付願います。

| | | |
|---|---|---|
| 本　籍 | 岐阜市司町40番地1 | |
| 筆頭者 | 氏名<br>岐阜　太郎<br>戸籍の最初に氏名が載っている方<br>（亡くなられても変わりません） | |
| 必要な人 | 氏名<br>岐阜　鵜飼 | 生年月日<br>昭和60年　1月　　1日 |
| 必要なもの | ☑戸籍<br>☐除籍<br>☐改製原戸籍<br>の<br>☐謄本（全部事項証明）・・・　　通<br>☑抄本（個人事項証明）<br>必要な人のみ　　・・・　1　通<br>☑戸籍の附票　☐全員　　通<br>☑一部　1　通　（必要な人のみ）<br>☑本籍・筆頭者　（記載が必要な場合は✓印をつけてください） | |
| | ☑現在の戸籍<br>☐[　　]の死亡がわかるもの<br>☐[　　]の出生から死亡まで<br>☐[　　]の婚姻から現在まで<br>☐[　　]と[　　]の親子関係がわかるもの<br>（☐父母欄への氏名記載でよい　☐一緒に載ったもの）<br>☐[　　]の住所が載った附票<br>☐その他（具体的に記載）<br>（　　） | |
| | ☐身分証明書　・・・　　通<br>☐独身証明書　・・・　　通<br>☐その他（　　）　・・・　　通 | |
| 使用目的<br>提出先 | ☐公的年金　☐私的年金　☐パスポート　☐勤務先　☑相続<br>☐保険会社　☐奨学金・授業料免除　☐入管・領事館<br>☐その他（　　） | |
| 1ヶ月以内に戸籍の届出をされた方はご記入ください | ☐出生　☐死亡　☑転籍　☐離婚　☐その他（　　）<br>1　月　1　日に　岐阜　(市)・区・町・村　に提出 | |
| 申請者 | 住所<br>岐阜市今沢町18番地 | |
| | 氏名<br>岐阜　鵜飼<br>第三者の場合は会社印・代表者印が必要です | 昼間の連絡先（携帯電話でも可）<br>☎(090)1111　—2222 |
| | 筆頭者との関係<br>☐本人　☐筆頭者の配偶者　☑筆頭者の子　☐筆頭者の父母<br>☐その他（　　） | |

## 戸籍・戸籍の附票・（身分・独身）証明書の郵送請求の方法

**◇次の手順で請求してください。**
**わからないことは本籍地の役所におたずねください**

① 申請書にもれなく記入してください。同じ内容をお手持ちの便せん等に記入いただいても結構です。

**個人情報保護のため、申請者の本人確認を行っておりますので、運転免許証、マイナンバーカード等本人確認のできる書類の写しを添付してください。**
（申請の際添付いただきました書類は原則返却いたしません。）

**※ 昼間（9時～17時）の連絡先を必ずご記入ください。**
※ 特に、本人・配偶者・直系親族以外の方が申請される場合は、使用目的及び提出先を詳しくご記入いただくとともに委任状または疎明資料が必要です。
（ただし、使用目的の理由によっては、交付できない場合もあります）

② **証明手数料を、郵便局の定額小為替（有効期限内のもの）にてご用意ください。**
**（切手・収入印紙では受付できません）**
＜1通の手数料＞・・・謄本（全部事項証明）・抄本（一部事項証明）とも同額

| | |
|---|---|
| ●戸籍・・・450 円 | ※市区町村で異なる場合があります |
| ●除籍・改製原戸籍・・・750 円 | ※市区町村で異なる場合があります |
| ●戸籍の附票・（身分・独身）証明書・・・300 円 | ※市区町村で異なる場合があります |

③ 返信用の封筒に、返送先の住所・氏名・郵便番号を明記し、返信用切手（速達での返送をご希望の場合はプラス速達料金分）を貼ってください。
複数枚申請する場合は、切手を余分に同封してください。

④ 封筒に、本籍地の役所の郵便番号・住所・〇〇役所戸籍担当課行と明記して、切手を貼り、**①～④を同封して郵送してください。**
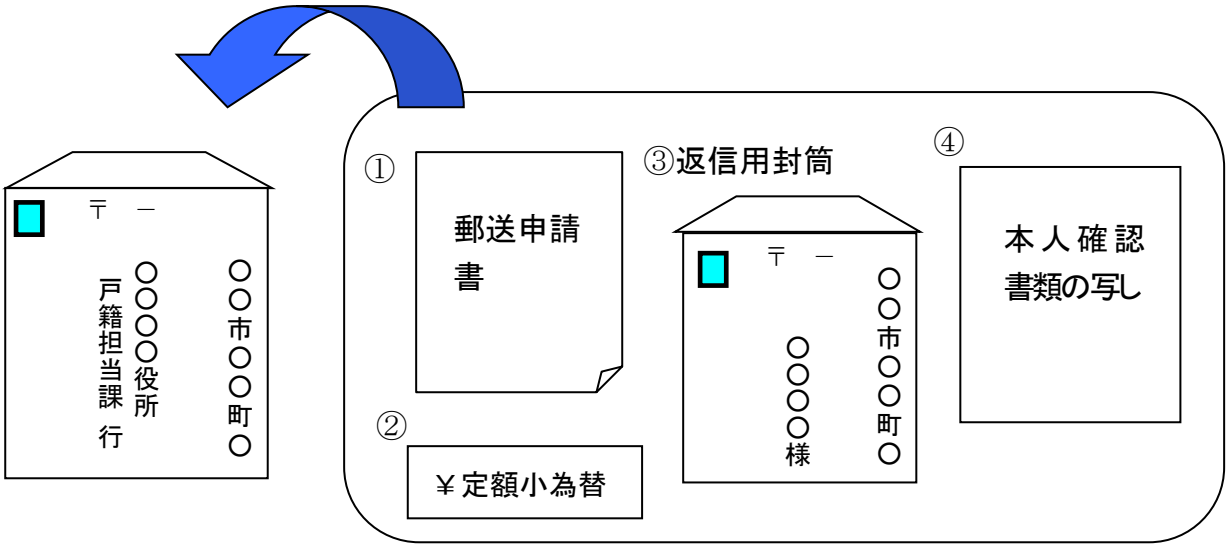
**岐阜市が本籍地の場合は、**
**〒500－8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所市民課 郵送担当 宛**
に送付ください。